

渋谷区地域公共交通会議設置要綱

令和4年6月6日 制定

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の2に規定する地域公共交通会議として、渋谷区地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃・料金等に関する事項
- (2) 交通会議の運営方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(交通会議の委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 渋谷区長又は渋谷区長が指名する職員
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、道路管理者、交通管理者、学識経験者その他交通会議が必要と認める者

2 交通会議の委員は、区長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 交通会議に、区長が委員の中から選任する会長を置く。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は会長が招集する。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 交通会議の議事の議決方法は、出席者の2/3以上を持って決する。
- 4 やむを得ない理由のため交通会議に出席できない委員は、同一の団体又は機関に属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して交通会議への出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 交通会議の運営に関して必要な事項は、交通会議に諮り、会長が定める。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(委任)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、土木部長が定める。

附 則 (令和4年6月6日区長決裁)

この要綱は、令和4年6月6日から施行する。